

# 田原本町議会会議録目次

○3月2日(第1日)

開会(午前10時00分) .....	1-4
町長招集挨拶 .....	1-4
会期の決定(3月2日から12日までの11日間) .....	1-5
会議録署名議員の選出(吉川博一、松本宗弘、阪東吉三郎君) .....	1-6
報 告 現金出納検査の結果報告 .....	1-6
報 第 1 号 町長の専決事項の指定についての報告(報 告) .....	1-6
同 第 1 号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて (同 意) .....	1-7
発議案の一括上程(発議第1号より発議第3号までの3議案について) .....	1-9
趣旨説明 .....	1-10
質 疑 .....	1-13
討 論 .....	1-17
採 決	
発議第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書 (原案可決) .....	1-24
発議第2号 人質事件の検証と集団的自衛権、テロ対策について国民に理解できる よう十分な議論をつくすことを求める意見書(否 決) .....	1-25
発議第3号 農協改革など「農業改革」の見直しを求める意見書 (否 決) .....	1-25
選 第 1 号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙について .....	1-25
議案の一括上程(報第2号より議第29号までの30議案について) .....	1-26
町長より提案理由の説明 .....	1-27
予算審査特別委員会の設置について .....	1-40
予算審査特別委員会の委員選任について .....	1-41
上程議案の委員会付託について .....	1-42
散会(午後0時06分) .....	1-43

平成27年 第1回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成27年3月2日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 中辻勇君

---

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 楢田芳嗣君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 持田尚顕君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	寺田元昭君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

---

平成27年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月2日（月曜日）

- 開 会（午前10時）
- 町長招集挨拶
- 会期の決定
- 会議録署名議員の選出
- 現金出納検査の結果報告
- 報 第1号 町長の専決事項の指定についての報告
- 休 憩（日程の説明）
- 同 第1号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて
  - ・提案理由の説明
  - ・採決
- 発議案の一括上程（発議第1号より発議第3号までの3議案について）
  - ・趣旨説明
  - ・質疑
  - ・討論
  - ・採決
- 議案の一括上程（報第2号より議第29号までの30議案について）
- 町長より提案理由の説明
- 予算審査特別委員会の設置について
- 予算審査特別委員会の委員選任について
- 上程議案の委員会付託について

○散 会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程

○選 第1号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙について

---

午前10時00分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより平成27年田原本町議会第1回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

町長招集挨拶

○議長（辻 一夫君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第1回定例会の開会に際しまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町政発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げます。次第でございます。

さて、政府は昨年末、地方創生について2060年に1億人程度の人口を確保するとの目標を掲げ、都市圏に集中した人口の地方移転の推進など、総合戦略を発表いたしました。今後、各地方において若者の雇用確保、出産育児支援、企業の地方移転促進など、重要施策とする地方創生に関し、政府が力を入れるとっている今こそ果敢に取り組み、速やかに対応できる準備を進める必要があると考えられます。

本町におきましては、急進する少子化、本格的な長寿社会の対応、教育の充実、防災体制の強化、住民の安心・安全の確保、健康づくりと福祉の充実など、多様な住民要望と時代の要請に的確に答えていかなければならないと考える次第でございます。

本定例会は本年初の定例会であり、新年度に向けて田原本町の方向を皆様にご審議していただく議会でございます。平成27年度各会計予算案を始め30議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしく願い申し上げまして、簡単でございますが開会のあいさつとさせていただきます。（「議長」

と吉田議員呼ぶ)

○議長(辻 一夫君) 9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) ちょっと聞きますけれども、なぜ写真を撮っているのですか、広報の。何か意味があるのですか、これは。

○議長(辻 一夫君) 写真？

○9番(吉田容工君) 広報に載ることはありませんよね、町長が議場でしゃべっているのなんて。(「ちゃんと載っていますよ」と呼ぶ者あり)

載っていないですよ。いや、議会だよりには載っていないでしょう。(「広報に載ってあるけれどもね」と呼ぶ者あり)

いやいや、町長が議場で発言するのは載せる必要はないでしょう。(「毎回載せているやつが要らないということでしょう」と呼ぶ者あり)

いや、私は載っていないと思いますよ。(「今までずっと載っていましたよ」と呼ぶ者あり)(「載っていましたよ」と呼ぶ者あり)

いやいや、議会だよりができるまでは載っていましたよ。議会の中身を報告するといつて。今、議会の中身は、議会だよりでしか出していませんから、町長が発言しているところは必要ないのですよ。

○議長(辻 一夫君) 暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

---

午前10時04分 再開

○議長(辻 一夫君) 再開いたします。

---

### 会 期 の 決 定

○議長(辻 一夫君) 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から12日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、会期は12日までの11日間と決定いたしました。

---

---

### 会議録署名議員の選出

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

13番、吉川議員、14番、松本宗弘議員、1番、阪東議員、以上3名の方をお願いいたします。

---

---

### 現金出納検査の結果報告

○議長（辻 一夫君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 井上喜一君 登壇）

○監査委員（井上喜一君） 議長のご指名によりまして、去る平成26年12月25日、平成27年1月26日及び2月25日に実施をいたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属します平成26年11月30日、12月31日並びに平成27年1月31日現在の出納状況について現金出納検査をいたしました。

検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

---

---

### 報第1号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第1号、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、変更契約3件であります。なお、既に招集通知と共に専決処分書を配付いたしておりますので、ご清覧おきお願い申し上げます。

日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

---

午前10時07分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

同第1号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（辻 一夫君） 同第1号、副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

（副町長 石本孝男君 退席）

○議長（辻 一夫君） 事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君）

同 第1号

副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を田原本町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成27年3月2日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 桜井市大字忍阪474番地の1

氏 名 いし もと たか お  
石 本 孝 男

生年月日 昭和26年9月11日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第1号、副町長の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、副町長の任期満了に伴いますもので、桜井市大字忍阪474番地の1、石本孝男氏、昭和26年9月11日生まれを適任者として選任いたしたく、地方自



治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました副町長の選任につき議会の同意を求めることについては……。 （「議長」と吉田議員呼ぶ）

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これについて意見表明させていただきたいのですけれども、いけますか。

○議長（辻 一夫君） はい。

○9番（吉田容工君） そうしたら今回の同意人事について意見を表明させていただきます。

4年間、副町長をされてこられたと。その間にいろんなことがありましたので、私は同意はできないという立場で発言をさせていただきます。

まず、1つは2013年、一昨年12月に当町の職員が自ら命を絶たれたという事件がありました。この職員は、家庭的には全然問題なかったですし、小さいお子さんもおられました。地域で消防団活動もされていた、その職員が自ら命を断ったということは大変重い問題だと思います。そのとき、お通夜の席で私は副町長と同席させていただきました、副町長は涙を流しておられました。その点では、そのことに対する責任を感じておられるのかなという思いはしました。それが第1点。

もう1つは、ごみ中継施設の建設について、当時参事をされていました。その石本さんが、中継地は建設費5,000万円ということの説明されておりました。中継施設はパッカー車の駐機施設のための5,000万円といけると。民間委託の場合は10トン車に積み替える施設が必要だから1億円かかると、こういう説明をされておりました。

ところが、でき上がったというか、今建設が始まるわけですが、その費用は土地の取得を除くと10億円ちょっとということになります。5,000万円が10億円に大きく変わると。これは、やはりそのときと考えが違ったということの説明だろうと思いますけれども、それでは説明がつかないほどの乖離だと私は思います。反対に言うと、議会にちゃんとした説明をせずに議会の議員の判断を狂わせたとい

う見方もできる問題だと思います。

その点では、これらのことを含めて、やはり今回責任をとって退職されるというのが、私は良いと思いますし、私は、この同意には賛同できないという思いを述べさせていただきます。よろしく。

○議長（辻 一夫君） ほかにご異議、ご意見はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ただいま異議の申し出がありました。よって、採決を行いたいと思います。

同第1号、副町長の選任につき議会の同意を求めることについて原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数であります。よって、同第1号、副町長の選任につき議会の同意を求めることについては、石本孝男君に同意することに決しました。

（副町長 石本孝男君 着席）

○議長（辻 一夫君） それでは副町長に同意されました石本孝男君よりあいさつを受けることにいたします。石本孝男君。

石本孝男君には、ごあいさつを受けることといたしますが、田原本町に対する思いの丈も合わせてお願いいたしたいと思います。

○副町長（石本孝男君） ただいま議員多数の皆様のご同意をいただきまして、引き続き副町長の任に当たるというご選任をいただきました石本でございます。

もとより微力ではございますが、この田原本町に来させていただいて8年間行政に従事させていただいたわけでございますけれども、今後も寺田町長の町政推進、当然先ほど申しましたように、十分な力を発揮できるかどうかわかりませんが、一意専心、田原本町の発展のために更に頑張っていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

---

---

発議案の一括上程（発議第1号より発議第3号までの3議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第1号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書から発議第3号、農協改革など「農業改革」の見直

しを求める意見書の3議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第1号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書から発議第3号、農協改革など「農業改革」の見直しを求める意見書の3議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第3号までの3議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第1号について、5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきましたヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

ヘイトスピーチというのは、直訳すれば「憎悪表現」ですが、普通は差別発言の意味で使われております。近年一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的に大変関心を集めております。日本は今やグローバル社会を迎え、自分たちだけでいける時代ではないことはわかっているにもかかわらず、外国人を排除したり、さげすむような動きが増えております。これは非常に残念なことであります。基本的人権は日本人のみに限ったものではなく、広く外国人にも認められております。

特に表現の自由や思想の自由などはそうですが、にもかかわらず、さきに述べました一部外国人の人々に人権を無視したスピーチが増えております。そして201

5年、現在日本はヘイトスピーチ自体を取り締まることを対象とした一般法、特別法、条例は制定されておられません。差別、人権侵害的な言論を規制する意図を背景に、人権擁護法案等で諸所の検討がなされてはおりますが、言論の自由の侵害の危険性など法案の合憲性、内容や運用方法、制度の必要性などを巡って、いろいろと議論されているのが現状でございます。そして、国際的に見ましても、昨年、国際連合自由権規約委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、いわゆる人種差別撤廃条約上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をいたしました。

更に、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っております。また日本国内におきましては、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた特定の民族、国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を最高裁判所が認める決定を下しております。

また、国会においては、昨年11月にこのヘイトスピーチの規制に向けて、超党派議連が、これは民主党・維新の党・共産党・社民党・公明党が入っておりますが、法案提出を目指しました。その試案には「人種などの属性を理由に公然と不当な差別的言動をしてはならない」と明記されております。残念ながら衆議院選挙がありましたものですから提案はされませんでした。大変国会においてもこういうことが上げられております。

このヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。特にヨーロッパにはたくさんございます。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。このヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国、特におもてなしの我が国が信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上が今期定例会の意見書の趣旨でございます。議員各位におかれましては、ご理解いただきまして賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 発議第2号及び発議第3号について、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第2号、人質事件の検証と集団的自衛権、テロ対策について国民に理解できるよう十分な議論をつくすことを求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

今年初め、過激武装組織、イスラミック・ステート（IS）が2人の日本人を人質にとり殺害しました。いかなる口実をもってしても許されない残虐非道な蛮行であり、本町議会がこの蛮行を怒りをもって糾弾することを表明することは重要であると考えました。

そしてISは、日本人を標的にすることを表明しており、今後の対策を考えるためにも、この事件の検証が必要であること。法治国家として憲法に照らしてどう受ける止めるのか。日本国が今後国際社会にどのように責任を果たしていくのかについて、言論の府である国会が十分な議論を果たして、国民に明らかにすることが今求められると思います。

そのためにも今回この意見書を出すことで、本議会がこの意見書にある趣旨で意思表示することは大切だと思います。ぜひ皆様のご協力をいただいて、通していただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、発議第3号、農協改革など「農業改革」の見直しを求める意見書について申し上げます。

昨年、米価が大幅に下がりました。多くの農家が、農協が困難や矛盾を抱えています。そんな状態でも食料自給率を上げるためには、農家と農協を元気にすることが必要です。いくら企業が参入しても、単品種の生産はできても、多品種の農産物を供給することはできません。そして、家族農家が農業から撤退したら農業に必要な水を確保することさえ困難になります。本町の農業を支えているのは、先祖から預かった土地をそのまま次の世代に引き継ぐという住民の使命感です。この家族農業を応援してこそ農業を次世代につなぐ保証です。農業改革でも単協から信用共済事業を分離されると、営農指導や販売・購買事業の赤字を補填できなくなります。その次に狙われているのは、準組合員の利用制限が実施されます。そうしたら単位



一斉対策をしてほしいという意味でございます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにございませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今、小走議員がおっしゃったヘイトスピーチの定義というのは大切だと思います。これは、これから深められると思いますけれども、表現の自由との兼ね合いでよく考える必要があると思います。

私は、一応ヘイトスピーチというのはどういうものかという点では、国際人種差別撤廃条約と、この意見書も出ていますけれども、ここに人種差別というのは、こういうものですよと書いてありますので、これをぜひ中心にやってほしいなと思っています。

どういうものかと言うと、人種差別というのは、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」、これを人種差別と。ですから、その人たちを卑下することも、持ち上げることも両方とも差別ですよということが国際人種差別撤廃条約というところに書かれていますので、こういう誰から見てもそう見れるという基準を決めて、このヘイトスピーチ対策と法律上明確に表現の自由、言論の自由と峻別できる形で決めていただきたいと思いますが、そういう意向が入っているのですかね、ここだけじゃなくて。そこをちょっとお願いします。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） この意見書の最後に書いていますように、「よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつ」という文面が入っておりますので、それに含まれると思います。

○議長（辻 一夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に発議第2号、人質事件の検証と集団的自衛権、テロ対策について国民に理解できるよう十分な議論をつくすことを求める意見書について質疑ございませんか。12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） この件に関して、意見書の中で「検証し、今後の教訓を引き出すこと」とされております。この「今後の教訓」というのがどういうことを指

すのでしょうか、その辺をちょっと。

○議長（辻 一夫君） 9 番、吉田議員。

○9 番（吉田容工君） この意見書の一番の狙いは、十分国会で議論してほしいということが一番の狙いなのですね。例えばこれが読売新聞ですけれども。

（読売新聞 2 月 2 0 日付の記事を自席より示す）

これが 2 月 2 0 日に出された、この人質事件に関する総括した記事が載っていました。「後藤さんが 1 2 月に拘束された」とか、それから「直接交渉一度もなく」とかということも書かれていますので、本当に、ただ単に政府が頑張りましたということだけで終わらせるんじゃないくて、今後どういう対応が求められるのかと。私は、個人的には、この I S へ参加する人を制限していく、渡航を止める、あるいは資金の流れを止めると、そういうことが一番の中心になろうと思います。それと共に、その I S の近隣諸国との国同士のつながりをもっと深くすると。そういうことが進められると思うのです。ですから、この問題をただ単に一つの小さな問題じゃなくて、これから日本の政治のあり方をぜひ発信してほしいなという思いを持っています。

ですから、こうなれという思いじゃなくて、ぜひいろんな立場から国会で議論を尽くしてほしい、そして国民の前に明らかにしてほしいという思いで出させていただきました。

○議長（辻 一夫君） 1 2 番、小走議員。

○1 2 番（小走善秀君） I S へ日本人の若い子が行かないようにと、そういう教訓、あるいは周りの国にとということ。それで対策はとれるのかなと。

ということは、I S 自体は、日本に対してお前らの国の人間をいつでも殺すぞというような、そういう発言をしているわけですね。そうしたら、行かないようにしておったら良いと。いや、日本の国へ行ってでもやるでということをしているのだからね、これは本当に日本国民にとっては脅威であるわけですね。これを止めるためにはどうしないといけないかという、その辺がね、今のお答えでは本当にあやふやというか、もう全然解決できるのかなという思いに駆られますね。その辺はどうですか。

○議長（辻 一夫君） 9 番、吉田議員。



○9番（吉田容工君） 心配されることは、そうだと思います。そんなので解決するのかと。普通に、論理的に話をして納得する人じゃないというのは、そうだと思います。ただ、実際にアメリカでもケリー国務長官は、こういう発言をされていますね。

これはブリュッセルで行われた会議で記者会見をされたのですが、  
「軍事的な措置だけではイスラム国に打ち勝つことはできない。資金対策や宣伝への対策に力を入れる必要性を訴えた」と。またケリー氏は「米軍が中心となり、8月から実施している空爆が1,000回を超えた」と指摘する一方で、「イスラム国を壊滅させるためには、その思想を打ち負かし、資金や人員の源を断つことなどが求められる」と述べておられます。

その点では、今、一生懸命、軍事的な圧力をかけているアメリカでも、これには限界があるということを表明されていますので、それだけに日本がついていくのは、本当に良いのかということも含めて議論をしてほしいなというところです。

○議長（辻 一夫君） ほかに意見書についての質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に発議第3号、農協改革など「農業改革」の見直しを求める意見書について質疑ありませんか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） この意見書について、ちょっとお伺いしますが、地域、地域の農業が力をつけていこうと思えば、トップダウン式のやり方では、なかなか末端まで地域の力がつかないのではないかと考えるのですね。それで今、国においても地方分権とか、地方創生とか、いわゆる地方それぞれに力をつけていただくという方向に走っております。

農業改革も一緒だと思うのですね。今のトップダウン式のやり方でやっていると、地域のそれぞれで特性のある地域農業というのが、なかなかしづらいのではないかと  
思うのですけれども。やはり地域を強くしていこうと思ったら、農業改革をやっていかなければならないと思うのですけれども、その辺のところを。地域、地域はそれぞれ力を持って強くしていくということに関しては、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ありがとうございます。

今自体ですね、「トップダウン」という発言をされましたけれども、本当にそうなのかなというところなのですね。農協もいろんな特性がありまして、奈良県農協は奈良県農業の特性、例えば四国、九州、北海道、こういうところは独自の、自分のところの努力をされて活発な農業生産に力を入れておられるという点を見ましたら、今も各単位農協、あるいは、今大きくなりましたのであれなのですけれども、各都道府県ごとの組織の農協の方は、独自の努力を積み重ねながら、自らの経営を堅固なものに作っていらっしゃるというのが実態だと思うのです。ですから、例えば全中が命令をしたから動くというものでもないのだと。それは政治的な発言というのは、農業を守るためにということは、あるかわかりませんが、本当に農業経営については、自然相手ですから、その地域の自然に合った農業、その地域の農家の実態に合わせた農業に取り組んでおられると。その点では、各地域ごとの豊かな個性が今でも発揮されていると私は思うのです。その証がというのはないのですけれども、今回の農業改革は、農協の中からこんな農協改革、農協だったらいけないということが出てきて、初めてなった農協改革ではなくて、やはり残念ながら政治的な主導という形で持ち込まれた農業改革という認識をしています。ですから、私、地域の個性を生かした農業を作らないといけないという、そういうご意見は当然だと思うのですけれども、ただ、それは今でも農協の方は努力されている、農家の方は努力されていると、私は認識しています。ですから農業の経営のやり方自体がトップダウンされているというのじゃなくて、政治的な発言についてはトップダウンされて、そうだなということで運営されているのだと思いますので、認識がちょっと、私はそうじゃないと思っています。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） お許しを得まして意見書に対する反対討論をさせていただきます。

きます。

まずヘイトスピーチに関してでございます。

人権や国籍に対する差別、これをあおるもの。ニュースでも報道され、本当に見ておきますと何と大変なことかと。あるいは日本人として、こんな言葉遣い、こんなことを言っていたらいけないだろうなど、本当に日本人として恥ずべきようなことも発言されております。確かにそういうことに関しては、今後ますます規制というか、起こってはならないことではあるとは思いますが。

しかし、国連の人権差別撤廃条約に日本が入ったのは1995年ということで、この中で、日本が「日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障に抵触しない限りにおいて、これら規定に基づく義務を履行する」という留保の宣言を行っております。

今回、東京都国立市議会、名古屋市議会、奈良県議会で、ヘイトスピーチは可決されたようです。しかし、ヘイトの被害者は在日の外国人、韓国人、朝鮮人で、加害者は日本人と決めつけております。そして在日外国人に対する日本人の言論のみが規制対象となっております。在日外国人に対する言動は規制の対象になっておりません。日本人の言論のみを取り締まる日本人弾圧法案、いわば第2の人権救済法案であると言わざるを得ません。もし立法化されれば、日本人の言論の自由はなくなり、在日外国人の言論のみが日本を支配するという結果になるのではないかと考えられます。

問題点は、表現の自由、憲法第21条第1項、ヘイト名目で在日外国人に対する批判や在日特権についての批判のすべてを法規制されるということは大変危険であると。日本人の表現の自由を奪う極めて深刻な人権侵害であると言わざるを得ません。

また、法の下での平等、憲法第14条第1項、在日外国人を取り締まりの対象としないなら、法の下での平等に反すると言わざるを得ません。

次に明確性の原理、憲法第31条であります。ヘイトの定義を明らかにされておられません。定義が曖昧では、法規制は明確性の原則に反します。

4点目、国民主権、憲法第1条、参政権、憲法第15条第1項、ヘイト規制が外国人の団体の圧力によるものなら、日本国民のみに与えられている国民主権や参政

権を踏みにじり、日本国民に対する人権侵害に当たります。

韓国のヘイトアクション、日本の国旗を燃やし、安倍総理の写真を破ると。また、産経新聞の支局長が韓国に載った新聞報道をコラムに上げた、ということだけで、いまだに国外退去禁止処分を韓国司法の力で受けております。こういうことが大きく報道され、こういうことの反動があって、今日こういう反動作用が起きているのではないのでしょうか。

日本も韓国に対して抗議をし、初めてヘイト規制も行えると。こういう現状ではなからうかと思えます。自民党もヘイトスピーチ対策等に関するプロジェクトチームを設置し、会合を開いているところでございます。拙速にこれを法案化することはいかがなものかなと思えます。

そして、先ほどイスラム人の言論、これもそのイスラム人の発言に対してスピーチをすれば、ちょっときつい言葉で批判すれば、それはヘイトスピーチだと、いけないじゃないかと、黙れと、こういう話になるわけですね。I Sに日本人が殺され、日本も安心してはいけない、殺すよとって言われている中で、反対に日本がそのことに対して批判すれば、日本人が規制され処罰されると。こんな馬鹿な話があって良いのでしょうか。やはりきっちりした定義、その他をきっちりと決めた上で、更に議論を重ねてそういうことをやっていくべきであろうと、安易にやることに対しては反対でございます。

次に人質事件の検証と集団的自衛権、テロ対策について国民に理解できるよう十分な議論ということについて反対討論をさせていただきます。

意見書記載のとおり、拉致、監禁、殺害という悪逆非道のテロ行為に対して許し難い暴挙を断固非難し、残された遺族に対して心から追悼の意を表するもので、そのことに関しては賛成であります。

しかし、そもそもI S I Lは他宗教の信者の虐殺や奴隷化を正当化し、軍事力で支配の拡大を狙い、また残虐な処刑の恐怖によって支配地域に暮らす一般民衆を抑圧する無法集団であります。また、先ほども言いましたように、日本国に対して、いつでも殺すぞというような脅迫を言っております。

そこで意見書では、「安易に安全保障法制が制定されるのは大変心配である。軍隊が人質を救出するのは映画の世界だけである」と、こういうような記載、説明が

ございます。

これは映画の中のことだけでしょうか。アメリカは一旦人質にとられたら、直ちに空母を派遣して人質を奪還するという作戦をし、奪還をしております。この間のヨルダンの飛行士が殺害されたことに関して、近隣の国が、アメリカは我々の戦争に行った人が人質にとられたら救出してくれるのかと。くれないのだったら協力しませんと、そういうような報道もなされておりました。

だから、やはり日本国民が人質になったら、その日本国民を国の威信をかけて、これをいかにして救出するか。これこそが日本の国としての責務である。国民の生命、身体を守るのは国の責務であると、こういうことでもあります。これは映画の世界ではありません。絵空事ではありません。

また、集団的自衛権に整合性ですね。今まで政府が行ってきた集団的自衛権が許されないとする、そのことに対する整合性。このことに関しても戦後70年、そして日本人が今や世界に150万人が居住しており、また年間1,800万人が海外へ旅行も含めて行っておられると、こういう状況の中で、日本だけが一人、一国だけで平和を守れるかという時代ではなくなったわけでございます。やはり多数の国々と力を合わせて対処をしていくということが抑止力にもつながるわけでございます。

先ほどケリー長官の話も出ました。この中でケリー長官は、「戦場での解決はできない」と言っておると、こう書いております。しかし、この2月9日、毎日新聞のニュースで、アメリカのケリー長官は、アメリカNBCテレビで、ISへの米軍主導の軍事作戦で多くの幹部を殺害し、「ISで、これまでのように公然とした交信ができなくなっている」と述べ、指揮機能に打撃を与えていると強調し、またヨルダンのジュデ外相は同日のアメリカABCで、「空爆によりISの活動能力を弱体化させている」と成果を強調していると。ケリー長官によると、先頭車両などを集中的に爆撃した結果、移動も減少し、機動力に打撃を与えているという。イラク軍やアメリカ議会内などには米軍の地上部隊派遣が必要との意見があると。ケリー長官は空爆その他でやはり長期戦は覚悟していると、こういう話で。戦場に力を注いでいると、それは成果があったということをお話しているわけで、少しこの意見書に記載されていることと違うのかなと思います。

国民に、これから集団的自衛権に関しても法制化を進め、そして菅官房長官も1年ほどはかかるだろうと、こういう話をしておられます。この法案を提出し、そして国会での審議の中でいろいろな問題が浮き彫りになり、また調整されることと思います。

そういうことで、この意見書、大筋では柔らかく書いておられて、「議論をつくす」と、「十分な議論をつくす」ということにはなっておりますが、あくまでも主題は、この集団的自衛権その他についての批判をされておるのだと思います。よって、この意見書に対しては反対でございます。

農業改革についてですが、私は農業にかかわっておらないのでわかりませんが、「言論スタジオ」という議論の中で、今後TPPがあったり、今後農業が集約されて効率良く、今現状の農協、JA、全中を中心にした農業では高コストになって、そういうことが儲からない体質になっていると。また、現状は農家の担い手が高齢化になっておると、こういういろんな問題を抱えておる中で、やはり効率良く農業が振興され、地域創生ができるようにということが今主眼になっているわけで、家族の農業、これも大変必要であろうと、今現在ある農業についても必要最小限、これは必要であろうということは感じますし。ただ、効率的あるいは現在の農業が、農産物、これは世界に誇れる農産物、味も良い、安全だと、こういう農産物、これを世界に持っていける基盤を持っているわけで、この農業経営を更に効率化して、ちゃんと農業できっちり暮らせる、豊かに暮らせる農業に持っていくために、やはり改革も必要だろうと思います。そういう意味で、この今おっしゃっているような意見書に対して反対でございます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第1号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書への賛成討論をさせていただきます。

2013年、流行語大賞に「ヘイトスピーチ」がノミネートされました。それだ

け現在行われているのだらうと思います。そこで少し具体例を挙げさせていただきます。

「鶴橋に住んでいる在日コリアの皆さん、そしてここにいる日本人の皆さん、こんにちは。私はあなた方が好きではありません。ここは日本であり、朝鮮半島ではありませんので、どうぞ自国に戻ってください。速やかにお帰りください」。

穏やかな話し方であっても、これはヘイトスピーチです。変更不可能な属性を持つマイノリティーに対して、歴史的背景や社会的情勢を無視して一方的に帰国を促すこと自体が紛れもないヘイトスピーチに当たります。

ただ、このヘイトスピーチがどういうものであるかというのは、定義をちゃんとする必要があります。今、小走議員も指摘されていましたが、その点では、政治的行動と人権的人権侵害とごっちゃにははいけません。

例えば、外国で日の丸を燃やされたら、これは政治的行動と。そして外国に住んでいる日本人が、いわば差別されたら、これは人権侵害だと。その辺のやっぱり区別はちゃんとできるものにしないとダメです。そしてヘイトスピーチとだけ言論が抑えつけられるというものであってもダメです。その点では、ちゃんとしたヘイトスピーチの定義をしながら、しかし、やはりこの人種差別を認める国ではあってはいけません。

その点では、この意見書を出すことによって、この意見書がそのまま法律になるわけではありませんから、国会で十分審議を尽くしていただいて、前向きに検討していただくという点からすると、今回の意見書は、私は賛成できる中身だと思います。その点では、この意見書が通りますと、国会に田原本町議会の意思が通じますよう賛成をさせていただきたいと思っておりますし、皆さんもよろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） 人質事件の検証と集団的自衛権、テロ対策について国民に理解できるよう十分な議論をつくすことを求める意見書についての賛成討論をさせていただきます。

第2次世界大戦が終結して以来、これまで日本国及び日本国民が外国あるいは国

際的なテロ行為の攻撃対象として扱われたことはありませんでした。今回のイスラミック・ステート（I S）が湯川遙菜さんに次いで後藤健二さんも殺害するという暴挙を行ったことについて、国際社会から湧き起こった非難は当然のことであり、こうしたテロ行為を見過ごすことはできません。しかしながら、事件が起きた背景や、今後の対応についての国民的合意のないまま、一足飛びに米軍などが行う I S の支配地域への空爆などへの自衛隊の支援が憲法上許されるなど、従来からの憲法解釈を踏み越える発言を行い、紛争地域からの邦人救出を掲げて自衛隊が出動することすら検討すると表明しています。

こうした動きに対して、自衛隊の準広報紙「朝雲」のコラム、「朝雲寸言」2月12日付けが、過激組織 I S による日本人殺害事件をきっかけに「自衛隊が人質を救出できるようにすべき」との議論が国会で交わされていることに対し、「現実味に欠ける」と苦言を呈しています。このコラムは、米軍ですら人質の救出に失敗した事例を挙げて、人質救出作戦は「極めて困難な作戦だ」と指摘。国会で交わされている論戦について、「陸上自衛隊の能力を強化し、現行法を改正すれば人質救出作戦は可能であるかのような内容だ。国民に誤解を与える無責任な質問と言っている」と断じています。

憲法第9条では次のようにうたわれています。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

まさにこれに沿った対応が求められるべきです。したがって、この意見書にあるとおり日本がテロ行為に対し、どのような国際的責任を果たすことができるのかについて十分な議論を尽くして国民に明らかにするよう求めることは当然と言えます。

議員の皆様方もこの意見書に賛同いただきますようお願いいたします。

次に、農協改革など「農業改革」の見直しを求める意見書への賛成討論をさせていただきます。

農業は国民の食料を支えるとともに、自然環境を保全するなど多面的な役割を果たしています。国際社会においては、今や農業生産物は国際的な戦略物資として、



貴重なものとして取り扱われています。今、安倍内閣により進められようとしている農業改革は、農協中央会の弱体化や、農業協同組合の準組合員のあり方に疑問を投げかけるなど、農協の弱体化をあからさまにしています。日本の農業の特筆は連綿と続く家族経営の農業が支えてきたもので、再生産可能な農業経営を国民的な支援のもとに保護してきたことにあります。日本の農業はアメリカやオーストラリアなど、広大な土地に機械化された農機具を使って大規模に作付けするなどの形態とは違って、狭い地域にある農地をいわば家族経営による細々とした営農を強いられてきました。それは日本という国土の持つ特有の条件がもたらしたものであります。地域の農協は、こうした家族経営に支えられた農業を農家の連帯によって守り発展させようという中から作られたものであり、今日まで農家の連帯で地域農業を守り維持してきました。

意見書にあるとおり安全・安心な食を生産し、環境に優しい農業を維持し、進めながら、食料自給率の向上を目指すことが求められています。

また、農家と農地を保護し保全するためにも、農地法の改悪、農業委員会の解体などはあってはならないことです。

奈良県では、農業協同組合はJA奈良県の単一農協ですが、全国的には地域に見合った農業協同組合が精力的に活動しているもので、それらの農協を独自の努力による時代に合った改革を自主的に進める環境を整備することこそ求められています。

こうした立場から本意見書に賛成するものです。議員各位におかれましても、ぜひご賛同くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第1号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第2号、人質事件の検証と集団的自衛権、テロ対策について国民に理解できるよう十分な議論をつくすことを求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第3号、農協改革など「農業改革」の見直しを求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしておりますとおり、選第1号、奈良県広域消防組合議会議員の選挙についての議案が提出されました。よって、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、これより選第1号、奈良県広域消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

---

---

#### 選第1号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙について

○議長(辻 一夫君) 選第1号、奈良県広域消防組合議会議員の選挙についてを事務局より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(藤原庸雅君)

選 第1号

奈良県広域消防組合議会議員の選挙について

奈良県広域消防組合議会議員を選挙する。

平成27年3月2日

田 原 本 町 議 会

以上でございます。

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

奈良県広域消防組合議会議員の氏名については、事務局長をもって発表させます。

○議会事務局長(藤原庸雅君) それでは発表いたします。

奈良県広域消防組合議会議員に竹邑利文議員を指名します。

以上でございます。

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。ただいま発表させましたとおり、奈良県広域消防組合議会議員に竹邑利文議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり竹邑利文議員が奈良県広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました竹邑利文議員が自席におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の旨を告知いたします。

---

---

議案の一括上程(報第2号より議第29号までの30議案について)

○議長(辻 一夫君) 続きまして、報第2号、平成26年度田原本町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告より、議第29号、田原本町道路線の認定についてまでの30議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、報第2号より議第29号までの30議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたして

おりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 平成27年田原本町議会第1回定例会に提案いたしました平成27年度各会計予算案を始め、重要案件のご審議をお願いするに当たりまして、新年度における施策の概要につきましてご説明を申し上げ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、平成27年度の政府予算については、昨年末に衆議院解散・総選挙の影響により越年の編成となりました。

最大の課題でありました我が国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるところでありますが、まだまだ地方への波及は実感できない状況でございます。

平成27年度の国における地方財政への対応としましては、地方創生の観点から地方財政計画における歳出枠も活用し、地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように、地方交付税などの一般財源総額については、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう同水準を確保するとされたところでございます。

このような情勢の中、本町の新年度一般会計歳入見通しについては、町税収入の固定資産税では、大規模宅地造成による増収や給与所得の増による個人住民税の増収などにより、前年度当初予算対比、約2,380万円、0.7%の増を見込み、地方消費税交付金は、地方消費税率の引き上げの影響が平年度化することや、清算基準の見直しにより、前年度当初予算対比、約1億5,220万円、50.2%の増を、地方交付税については、まち・ひと・しごと創生事業費や臨時財政対策債振替額により、前年度当初予算対比、9,300万円、3.5%の増を、臨時財政対

策債は、前年度当初予算に比べ、4,800万円、9.0%の減をそれぞれ見込んだところでございます。

これらの要因により、歳入一般財源は前年度に比べ、約3億6,000万円、6.1%の増を見込んだところでございます。

また、歳出では、田原本町第3次総合計画の後期基本計画期間の4年目となり、今年度に続き、唐古・鍵遺跡史跡公園整備、市街地整備、ごみ処理施設の広域建設など取り組むべき経費の増が見込まれ、加えて少子高齢化、障がい者対策などの社会保障関係費が増加するなど、多くの財政需要が見込まれるところでございます。

このような財政環境の中で編成いたしました新年度予算であります。基本的な考え方といたしまして、町の発展と住民生活の向上を常に念頭に、住民が安心・安全に暮らすことのできるように魅力ある「まち」に向け、第3次総合計画に掲げた目標の実現に向けた取り組みを着実に推進することとし、必要性、緊急性を十分に精査した上で予算編成を行ったところでございます。

それでは、平成27年度予算案の大要につきましてご説明申し上げます。

予算規模は、一般会計予算が前年度当初予算対比、13.7%増の132億1,500万円でございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計が、6.8%増の39億1,838万7,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計が、1.1%の減の151万3,000円、公共下水道事業特別会計が、1.1%増の18億7,477万円、後期高齢者医療特別会計が、1.1%増の3億9,267万4,000円、介護保険特別会計が、4.8%増の24億7,675万円、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計が、2.3%増の1,525万8,000円でございます。

水道事業会計につきましては、収益的勘定が1.3%増の8億8,619万3,000円、資本的勘定は9.8%減の3億9,999万2,000円でございます。

各会計を合わせました総額は、前年度当初予算比較で19億4,842万5,000円、9.2%の増となる231億8,053万7,000円であります。

次に、新年度の重点事業の主なものにつきまして、第3次総合計画の施策分野ごとにご説明を申し上げます。

まず、1つ目の施策である「共に幸せを感じられるまちづくり」では、子どもを

始め高齢者や障がいのある人が共に安心して暮らせるまちづくりや、住民が生きいきと生活できる健康づくりを目指してまいります。

地域福祉の推進につきましては、田原本町社会福祉協議会や関係機関との連携により必要な体制づくりを進めるための予算措置を講じました。

今年度に引き続き、国の施策である臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業を適正に対応してまいります。

次に、子育ての支援でございますが、本年策定いたします「子ども・子育て支援事業計画」に基づき子育て支援の充実に努めてまいります。

まず、町立幼稚園については、幼児教育環境の充実に努めると共に、就学前教育と小学校の連続した取り組みができるよう取り組んでまいります。

また、保育所については、通常保育のほか多様な保育ニーズに対応するため、引き続き一時保育、延長保育や病児・病後児保育などを実施してまいります。

次に、学童保育につきましては、新年度からすべての小学生が入所対象となるため、入所児童の増加が見込まれる田原本小学校及び南小学校では余裕教室を活用し対応してまいります。

また、地域子育て支援の拠点としては、乳幼児の子育てと、親子交流の場となる「すこやかひろば」を引き続き運営してまいります。

次に、高齢者福祉施策と介護保険事業の一体的な取り組みを進めるため、新年度から新たに始まります「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、介護サービス等の各事業を推進してまいります。また、認知症対策、高齢者虐待防止対策など地域包括ケア体制の充実に地域包括支援センターと連携を図ってまいります。

次に、障害者施策につきましては、新年度からの第4期障害福祉計画に基づき、障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの充実に努めてまいります。

続いて、母子保健事業につきましては、育児不安の軽減、疾病及び児童虐待につながるおそれのある家庭を早期発見するために、乳児家庭全戸訪問指導及び乳幼児健康診査等に引き続き取り組み、妊婦健康診査費用についても助成を続けてまいります。

また、がん検診の受診を促進するため、一定年齢の方を対象に、大腸がん検診及び子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン事業を実施してまいります。

さらに、昨年定期接種化されました高齢者肺炎球菌、及びその他の予防接種事業についても助成を継続してまいります。今年度策定いたします第2期「健康たわらもと21」計画及び第2期食育推進計画に基づき、町民の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、国民皆保険の基礎である国民健康保険の安定的な実施のための施策を進めているところでございます。

また、特定健診、保健指導、人間ドック、脳ドックの受診費用助成についても引き続き実施し、健康づくりの推進を図ると共に、将来的な医療費抑制に努めてまいります。

なお、国においては、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担い、市町村は地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことで、国民健康保険の財政基盤の強化と制度の安定化を図るとされており、国保の県単位化に向けた国の動向や奈良県の取組みの方向性も踏まえ取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、後期高齢者医療制度の被保険者数が増加する中、新年度から被保険者の健康の保持・増進、生活の質の向上、健康寿命の延伸を目的とした口腔健診事業が広域連合として実施されます。今後も保険料の徴収、広報等の事業に適切に取り組むことはもとより、健康診査などの委託事業等、被保険者の健康維持にかかる事業に取り組んでまいります。

続きまして、総合計画の2つ目の施策である「人が生きいきと輝くまなびのまちづくり」では、学校教育の充実を図ると共に、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進いたします。

学校教育につきましては、「感謝の心で生きいきあいさつ、心豊かにたくましく生きる子ども」の育成を指導の重点として、子どもたち一人ひとりの個性を生かし、個に応じたきめ細やかな教育実践を積み重ね、「子どもたちの学ぶ意欲を高め、魅力と活力ある幼稚園・学校づくり」を基本に捉えて取り組んでまいります。

まず、義務教育の入り口である幼児教育から小学校教育へ円滑に移行ができるよ

う、第1学年において30人を基準とする少人数学級編制を引き続き実施してまいります。

いじめや不登校については、各小・中学校に「いじめ不登校対策・特別支援教育支援員」を継続して配置し、適切な指導と支援の充実を図ってまいります。

また、「いじめ防止対策推進法」に基づき、各校で「学校いじめ防止基本方針」を策定するなどの取組みを行っているところですが、新年度は、町長部局、教育委員会にそれぞれ附属機関を設置いたします。

次に、小・中学校の耐震化事業については、東小学校校舎の耐震補強工事を実施してまいります。これにより耐震化が必要な学校施設については、新年度ですべて工事が完了することとなり、計画的に進めている幼稚園園舎の耐震診断業務については、新年度に実施する東幼稚園及び北幼稚園で耐震診断が完了いたします。

学校給食については、効率的運営を図るため、調理業務の民間委託を継続すると共に、今年度に行った小学校の給食用食器の更新に続き、新年度は幼稚園の食器を更新し、児童の食育環境の充実に努めてまいります。

なお、中学校給食については、有識者や保護者の代表、学校関係者らで「中学校給食検討委員会」を組織し、給食の実施方式・時期等の調査・検討を開始いたします。

全国的に少子化や過疎化が進む中、国は今年1月、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定いたしました。

これを受け、新年度から「学校・幼稚園規模適正化検討委員会」を立ち上げ、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるような学校、幼稚園のあり方について検討を行い、教育環境の整備に取り組んでまいります。

次に、生涯学習につきましては、新年度も住民の自主的な生涯学習の意欲を支援するため、教室や講座を開催し、学習機会の拡充に努めてまいります。

また、誰もが生き生きと学ぶことができる地域の情報拠点を目指している図書館では、新たに視覚障がい等で本が読めない方々に対してマルチメディアデージー及びデージー録音図書の提供を開始するなど、サービスの充実に努めてまいります。

スポーツ振興では、スポーツやレクリエーション活動について、住民の健康増進



や体力向上を図るため、町体育協会と連携し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整備してまいります。また、住民が自主的に運営する形の総合型地域スポーツクラブの育成支援にも引き続き努めてまいります。

文化財の保存につきましては、唐古・鍵考古学ミュージアムを情報発信基地として、本町の魅力ある文化遺産の情報を全国に発信すると共に、引き続き出土品の重要文化財の指定に向けて、その保全と活用を推進してまいります。

続きまして、総合計画の3つ目の施策であります「都市基盤が充実したまちづくり」では、総合的な都市基盤の整備を推進し、利便性と安全性に優れた魅力あるまちを目指してまいります。

まず、重点「道の駅」候補に選ばれた交流促進施設を建設するための基本設計業務などに取り組んでまいります。

田原本駅周辺の整備につきましては、「人々が住まい・賑わう暮らしよい田原本駅前」を目指し、市街地再開発事業の実施に向けて南地区市街地再開発準備組合を支援してまいります。また、駅前の活力が減退傾向にあることから、活性化と賑わいを創出する取組みを引き続き行ってまいります。

次に、道路整備事業につきましては、京奈和自動車道の一般部が今月末の開通を受け、それらの関連する周辺の道路整備を優先課題として取り組んでまいります。また、必要な箇所の道路改良及び維持に取り組んでまいります。

水道事業につきましては、安全でおいしい水を供給するため老朽化した大口径石綿セメント管更新に取り組んでまいります。また、今後も経費の抑制や維持管理費節減に努め、経営状況の透明性の向上と健全で効率的な事業経営を推進してまいります。

下水道事業につきましては、住環境の改善や公衆衛生の向上、また水質保全を図る上で欠かすことのできない施設であり、計画的に面的整備を進めているところであります。

新年度は、公共下水道事業で7.27ヘクタール、特定環境保全公共下水道事業で14.71ヘクタールの面的整備を図ってまいります。

また、今年度国より公共下水道事業の地方公営企業法適用に向けた方針が示されたことから、新年度より3カ年で同法の適用に向けての作業を進めてまいります。

次に、安全・安心なまちづくりを推進するため、耐震改修促進計画を見直し、改めて住民の生命と財産の保護を図り、引き続き住宅無料相談会の開催を始め、耐震診断や既存木造住宅の耐震改修工事に要する経費の一部について助成をしてまいります。

また、自主防災組織の育成に寄与するため、防災資機材の購入及び防災訓練に要する費用についても毎年補助できるようにいたします。

災害発生時に即座に対応するため、防災保管庫への防災資機材の調達に努めてまいります。

また、治水対策につきましては、寺川から東側での雨水貯留対策の一環としての水田貯留「田んぼダム」を25ヘクタールに拡充し、保水機能を高める整備を進めると共に、町内のため池を活用した調整池の整備も進めてまいります。

次に、犯罪抑止に寄与している防犯灯のLED化につきましては、維持管理費や電気料金の軽減が図れると共に、環境への負荷を大幅に軽減するなどの効果があることから、新年度も防犯灯のLED化に取り組んでまいります。

続きまして、総合計画の4つ目の施策である「快適に生活できるまちづくり」では、豊かな自然を活用した公園・緑地の整備と居住環境の向上に努めると共に、やすらぎのある空間を創出してまいります。

まず、廃棄物の抑制とリサイクルの推進につきましては、ごみの減量化として可燃ごみ・粗大ごみの有料化及び使用済み小型家電リサイクルシステムの構築を実施し、ごみの削減を図るほか、環境への負荷を低減させる施策として水銀等の有害金属を含む廃棄物の分別を実施するものでございます。

新たなごみ処理施設の整備でございますが、「やまと広域環境衛生事務組合」におきましては、新年度から契約に基づき本格的な工事が予定されております。また中継施設につきましては、引き続き施設建設に取り組んでおります。

次に、国史跡であります唐古・鍵遺跡の保存と整備を進めているところで、今年度は唐古池の東側の多重環濠ゾーンから弥生の林・草地ゾーンにかけて多重環濠や大環濠、弥生の植栽など具体的に整備をしてまいりました。

新年度も引き続き、体験学習ゾーンにかけて各種体験や様々なイベントの場となる大きな広場や、便所、あずまや、倉庫などの整備工事に取り組んでまいります。

続きまして、総合計画の5つ目の施策である「活力湧き出る産業振興のまちづくり」では、地域特性を活かした農業の振興を始め、工業基盤の整備、歴史・文化資源を活かした商業基盤の整備及び観光資源の開発など、活力と賑わいのある豊かな町を目指してまいります。

まず、農業振興に関しましては、農作物の生産振興、ブランド野菜の確立、地産地消の奨励について積極的に取組みを行った農業者及び農業団体・生産者組織に対しまして、引き続き支援を行ってまいります。

また、担い手となるべき農業者や新規就農者の育成・確保を図り、優良農地を維持するために必要な事業への取組みを誘導し、耕作放棄地の解消及び抑制を効率的に推進してまいります。

次に、農業基盤の強化を図るために、農業用施設の長寿命化対策や国土調査法に基づく地籍調査により境界を確定し、田んぼダムへの調整と農地の集約化に取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、中心市街地の活性化、空き店舗を活用した新たな事業活動に対する支援、中小企業者に対する資金融資制度を引き続き実施してまいります。

企業誘致につきましては、本町の産業の基盤強化と持続的な発展のため、県及び各関係機関との情報交換や連携を図り、企業訪問の実施や中小企業総合展への出展等に引き続き取り組んでまいります。また、企業立地促進条例に基づき、工場を新設・増設された企業を支援するため奨励金を交付してまいります。

観光振興につきましては、地域社会やひとへの関心を高め、郷土に対する知識や愛情を育む事業「田原本ふるさとかるた大会」・「やすまるさんへのメッセージコンテスト」を引き続き開催してまいります。

また、優れた歴史・伝統・文化を誇り、豊かな自然や景観が今日まで残っております田原本の観光資源を、県や関係市町村と連携して広域的に情報発信してまいります。

総合計画の6つ目の施策である「効率的な計画推進をめざしたまちづくり」では、住民の主体的な活動と、行政の効率的で計画的な行財政運営の双方が協働し、町の将来像の実現を目指します。

まず、住民参加につきましては、まちづくりは住民の皆様と行政とのパートナーシップが基本となることから、引き続き町政への住民参加機会の拡大や広聴・広報活動の充実に努めてまいります。

また、職員の能力開発・向上につきましては、基礎的な職務能力のみならず、新しい知識を習得させるため、積極的に研修を受講するように努めてまいります。

次に、財政運営の適正化・効率化の推進については、計画的な財政運営はもとより、自主財源を確保するため、町税の収納率の向上を図っていく上で、引き続き税の公平性を保つため財産調査に基づく差し押さえの強化に取り組んでまいります。

また、「社会保障・税番号制度」につきましては、新年度で情報システムの改修、通知カードの配布及び個人番号カードの発行などに取組み、引き続き全庁的に進めてまいります。

最後に2月3日に成立いたしました国の平成26年度補正予算（第1号）のうち「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」について、ご説明させていただきます。

この国の補正予算には、地方向けとして新たに「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が4,200億円盛り込まれ、うち地域の消費拡大などに対応する「地域消費喚起・生活支援型」が2,500億円、地方の活性化を促す「地方創生先行型」が1,700億円計上されております。

町としても、今回の国の補正予算に基づく事業を効果的に実施することで、地域・経済の活性化や人口減少・活力向上対策の取組みを進めるべく、約1億円余の増額補正をご提案したものであります。

主な事業としましては、地域消費喚起・生活支援型の交付金事業として、プレミアム付き商品券の発行を行います。

地方創生先行型の交付金事業として、少子化対策で、不妊治療費の助成や、産前・産後ヘルパー派遣などを実施いたします。

また、観光振興といたしましては、観光客の誘客として史跡公園の建設に伴い唐古・鍵考古学ミュージアムリニューアルを計画、また、魅力ある田原本を発信できる観光ビデオの作成を実施していきます。

以上が、平成27年度における町政運営の基本的な方針と主要施策の概要でございます。

います。

引き続き、そのほかの議案につきまして申し上げます。

まず、報第2号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は、4,657万円の増額で、予算総額は、122億1,679万8,000円となります。

補正の内容といたしまして、衛生費4,657万円の増額は、清掃工場操業延長に伴います施設修繕料であり、契約等の関係で、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年1月13日付で専決処分したものでございます。

また、第2表の繰越明許費については、施設修繕が今年度内に完了できない見込みでありますので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第9号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正予算額は、1億5,904万4,000円の増額で、予算総額は123億7,584万2,000円となります。

補正の内容といたしましては、まず、国の補正予算を活用する地域住民等緊急支援のための交付金事業分に係る補正についてご説明申し上げます。

初めに、地域消費喚起・生活支援型につきましては、商工費でプレミアム付き商品券発行事業費、6,319万4,000円でございます。

次に、地方創生先行型につきましては、総務費、1,620万円の増額は、地方版総合戦略策定、地域振興事業及び買い物支援サービス事業でございます。

民生費のうち、1,000万円の増額は、2歳未満児保育支援事業でございます。

衛生費のうち、600万円の増額は、産前・産後ヘルパー派遣事業及び不妊治療費助成事業でございます。

農林水産業費のうち、150万円の増額は、担い手集積事業でございます。

消防費、100万円の増額は、子ども・乳幼児防災用品備蓄事業でございます。

教育費、幼稚園費、120万円の増額は、防災用品配置事業、社会教育費、360万円の増額は、唐古・鍵考古学ミュージアムリニューアル策定事業でございます。

以上、11事業で、総額1億269万4,000円でございます。

次に、地域住民等緊急支援のための交付金事業以外の国の補正予算を受け、農林

水産業費のうち、地籍調査事業費で620万円を実施するものであります。

民生費のうち、2,015万円の増額は、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金でございます。

衛生費、3,000万円の増額は、ごみ中継施設建設候補地の受け入れについて、地元矢部自治会と取り交わした協定書に基づく協力金でございます。

財源については、国・県支出金及び繰越金でございます。

また、繰越明許費につきましては、国の補正予算を受けて実施する地方創生交付金事業分の11件と地籍調査事業費ほか2件が、国の補正予算に対応するために必要な工期等を確保できないことや事業進捗に不測の時間を要したことなどから地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越すものであります。

債務負担行為の補正につきましては、清掃工場操業延長協力金6,000万円で、限度額等を定めるものでございます。

次に、議第10号、平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、予算規模に変更はなく、歳入区分の変更で、保険基盤安定事業費及び財政安定化支援事業費の確定により、一般会計繰入金1,367万1,000円を増額し、繰越金の減額で調整を図るものでございます。

次に、議第11号、平成26年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ2億4,740万円減額するもので、予算総額は16億748万8,000円となります。

補正の内容といたしましては、昨年度に続く、国庫補助金の減額により事業費を2億4,810万円減額すると共に、国の補正予算を受けて実施する流域下水道事業費70万円を計上して、本年度内に完了できない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越すものであります。

なお、地方債の補正につきましては、公共下水道事業ほか2件とも事業費の減額により、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、議第12号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算額4,097万6,000円の増額で、予算総額は24億1,476万1,000円となります。

補正の内容といたしましては、利用実績により増額が見込まれる介護サービス給

付費の増額、介護保険システム改修業務委託料でございます。

また、第2表の繰越明許費については、介護保険システム改修業務委託が本年度内に完了できない見込みでありますので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越すものであります。

なお、地方債の補正につきましては、奈良県介護保険財政安定化基金事業の増額により、限度額を変更するものであります。

財源については、国県支出金、支払基金交付金、繰入金、町債及び繰越金でございます。

次に、議第13号、田原本町立学校いじめ問題再調査委員会条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法第30条第2項により、いじめの重大事態が発生し、教育委員会の附属機関である田原本町立学校いじめ問題調査委員会の行った調査の結果について、再調査を行うことになる委員会を設置するための条例を制定するものでございます。

次に、議第14号、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関し必要な事項を定めるための条例を制定するものでございます。

次に、議第15号、田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正により条例を制定するものでございます。

次に、議第16号、田原本町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正により条例を制定するものでございます。

次に、議第17号、田原本町立学校いじめ問題調査委員会条例につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態についての調査を行う組織として、田原本町立学校いじめ問題調査委員会を設置するために新たに条例を制

定するものでございます。

次に、議第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の規定整備等を行うものでございます。

次に、議第19号、田原本町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の改正の趣旨にのっとり、同法で新たに規定された行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続の規定の追加並びに田原本町税条例の規定中の当該条例の引用条文の改正、その他所要の改正を行うものでございます。

次に、議第20号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育委員会の諮問に応じ調査審議を行う附属機関として、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会及び田原本町中学校給食検討委員会を設置するものでございます。

次に、議第21号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年5月29日に施行されることに伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に法律名が変更されることを受け、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第22号、田原本町幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、町立幼稚園の利用者負担額について所要の規定整備を行うものでございます。

次に、議第23号、田原本町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、小学生と中学生の入院の助成においても、自動償還払い方式を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第24号、田原本町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第6期介護保険事業計画による介護保険料の改定及び介護保険法の改正による介護予防・日常生活支援総合事業等に関し施行日についての経過措置を規定するものでございます。



次に、議第25号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に基づき関連条文の改正を行うものであります。

次に、議第26号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正により条例の改正を行うものでございます。

次に、議第27号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ごみ減量化施策の一環として、平成27年10月実施予定の、不燃ごみ・粗大ごみの有料化に伴う改正と条文整備を行うものでございます。

次に、議第28号、田原本町保育の実施に関する条例を廃止する条例につきましては、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定めることに伴うものでございます。

次に、議第29号、田原本町道路線の認定につきましては、開発寄附により14路線を認定するもので道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

---

---

#### 予算審査特別委員会の設置について

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。本定例会に一括上程されております議案のうち議第1号、平成27年度田原本町一般会計予算より議第8号、平成27年度田原本町水道事業会計予算までの8議案については、去る2月23日に開催されました議会運営委員会において協議いたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については7名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。

が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、本案については7名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員選任のため暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午前11時59分 再開

○議長(辻 一夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

---

予算審査特別委員会の委員選任について

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員選任については議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

氏名については事務局長より発表させます。

○議会事務局長(藤原庸雅君) それでは発表いたします。

予算審査特別委員会構成人員は7名でございます。委員を朗読いたします。なお、順不同、敬称は省略させていただきます。

松本美也子、植田昌孝、吉田容工、竹邑利文、西川六男、古立憲昭、森井基容、以上でございます。

○議長(辻 一夫君) ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

正 午 休憩

---

午後0時02分 再開

○議長(辻 一夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選出につき協議いたしました結果を

事務局長をもって発表させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは発表いたします。

予算審査特別委員会委員長、竹邑利文委員、副委員長、西川六男委員、以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されましたので、よろしくお願い申し上げます。

---

---

#### 上程議案の委員会付託について

○議長（辻 一夫君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会及び予算審査特別委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、所管の各委員会及び予算審査特別委員会に各々付託いたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは委員会別の付託議案を朗読いたします。

報第2号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告につきましては、厚生建設常任委員会。

議第1号、平成27年度田原本町一般会計予算から議第8号、平成27年度田原本町水道事業会計予算までの8議案につきましては、予算審査特別委員会。

議第9号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第7号）につきましては、総務文教常任委員会及び厚生建設常任委員会並びに清掃工場建設検討特別委員会。

議第10号、平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議第12号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第13号、田原本町立学校いじめ問題再調査委員会条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第14号、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例から議第16号、田原本町包括的支援事業の実施に関する基準を定

める条例までの3議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第17号、田原本町立学校いじめ問題調査委員会条例から議第20号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例までの4議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第21号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、厚生建設常任委員会。

議第22号、田原本町幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第23号、田原本町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例から議第29号、田原本町道路線の認定についてまでの7議案につきましては、厚生建設常任委員会。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。長時間ありがとうございました。

午後0時06分 散会